

休眠預金等活用法にもとづく異動事由について

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基づき、休眠預金の対象となりうる預金（以下、「対象預金」といいます。）は、次に掲げる通りです。

- 普通預金（バンキングサービス用）
- 定期預金（期間型）（バンキングサービス用）
- 定期預金（期日型）
- 通貨オプション付定期預金（但し、預入通貨が円貨である場合に限りします。）
- 普通預金（付利型）
- 普通預金（非付利型）

当社の休眠預金規定に基づき、お客様にお取引いただく預金が対象預金のいずれかに該当する場合、以下の各号に掲げる事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

【各対象預金に係る共通異動事由】

- I. 当該預金について、引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により 預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）
- II. 当該預金について、第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- III. 預金者等（お客様を含む対象預金に係る債権を有する方を指します。以下同じ。）から、当該預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（当該預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 1. 公告の対象となる預金であるかの該当性
 2. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

また、当社は、野村證券株式会社を代理店としてお客様にお取引いただく各種預金について、開設いただいた普通預金の商品種別に応じて、下表（以下、「預金グループ表」といいます。）の通りグループを設定しております。

預金商品グループ A	預金商品グループ B	預金商品グループ C
①普通預金（バンキングサービス用）	①普通預金（付利型）	①普通預金（非付利型）
②定期預金（期間型）（バンキングサービス用）	②定期預金（期日型）	②定期預金（期日型）
③定期預金（期日型）	③譲渡性預金	③譲渡性預金
④通貨オプション付定期預金	④通貨オプション付定期預金	④通貨オプション付定期預金
⑤外貨普通預金	⑤外貨普通預金	⑤外貨普通預金
⑥外貨定期預金（期間型）	⑥外貨定期預金（期間型）	⑥外貨定期預金（期間型）
⑦外貨定期預金（期日型）	⑦外貨定期預金（期日型）	⑦外貨定期預金（期日型）

【各預金商品グループに係る共通異動事由】

- I. 同一預金商品グループ内のいずれかの預金について、上記【各対象預金に係る共通異動事由】のいずれかが生じたこと
- II. 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（2025年5月7日に実施される当社の勘定系システムの更改に伴って、定期預金（期日型）、普通預金（付利型）又は普通預金（非付利型）に関し、お客様に対して送付した通知による受領に限ります。）
 - (a) 当社名称および当該預金を取扱う店舗の名称
 - (b) 当該預金の種別
 - (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - (d) 当該預金の名義人の氏名または名称
 - (e) 当該預金の元本の額

【預金商品グループAに係る異動事由】

預金商品グループAについて、普通預金（バンキングサービス用）又は定期預金（期間型）（バンキングサービス用）に次に掲げる事由が生じたこと

1. 当該預金について、預金者等からの残高の確認があったこと（インターネットバンキングへのログインに伴う確認に限ります。）
2. 当該預金について、預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更（但し、2019年1月1日以降のものに限ります。）があったこと
3. 預金者等が当該預金に係る次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（インターネットバンキングへのログインに伴う受領に限ります。）
 - (a) 当社名称および当該預金を取扱う店舗の名称
 - (b) 当該預金の種別
 - (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - (d) 当該預金の名義人の氏名または名称
 - (e) 当該預金の元本の額

以 上
(2025年5月7日 現在)